

広報しちのへ広告掲載取扱要領

制定 平成 18 年 9 月 15 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、七戸町広告掲載要綱（平成 18 年 8 月 24 日施行。以下「要綱」という。）第 5 条の規定により、七戸町が発行する広報しちのへに掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料等)

第 2 条 広告の規格及び掲載料は次の各号のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 1 号広告（縦 50 ミリメートル×横 180 ミリメートル） | 15,000 円 |
| (2) 2 号広告（縦 50 ミリメートル×横 120 ミリメートル） | 10,000 円 |
| (3) 3 号広告（縦 50 ミリメートル×横 90 ミリメートル） | 7,500 円 |
| (4) 4 号広告（縦 50 ミリメートル×横 60 ミリメートル） | 5,000 円 |

2 広告の掲載位置は町の指定する位置とする。

(掲載の申込み)

第 3 条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広報しちのへ広告掲載申込書（様式第 1 号）に掲載しようとする広告の原稿、図面等を添えて、掲載を希望する広報しちのへの号の前月 1 日までに企画調整課長に提出するものとする。

2 申込みできる者は、七戸町内に事業所、営業所又は取扱店がある業者に限るものとする。

3 第 1 項の規定により申込みをした者は、掲載を希望した号において、2 件目の申込みはできないものとする。

(掲載の決定等)

第 4 条 企画調整課長は、前条第 1 項の規定による申込みを受けたときは、要綱第 4 条の規定により、速やかに掲載の可否を決定しなければならない。又、申込み過多と認められるときは、これを否決することができる。

2 企画調整課長は、掲載の可否に疑義が生じた場合は、要綱第 6 条及び第 7 条の規定により、七戸町広告審査委員会の決するところによらなければならない。

3 企画調整課長は、前各項のいずれかの規定により掲載の可否が決定された場合は、申込者に対して、広報しちのへ広告掲載決定（否決）通知書（様式第 2 号）により、速やかにその旨を通知するものとする。

4 企画調整課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定の期日までに掲載料の納入がないとき。
- (2) 広報しちのへの作成上支障があると認めたとき。
- (3) 企画調整課長が必要と認めたとき。

(掲載料の納入)

第5条 前条第2項による決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、企画調整課長が指定する期日までに、町の発行する納付書により掲載料を納付しなければならない。

(掲載料の還付)

第6条 納入済みの掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって掲載できなかった場合は、この限りではない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、企画調整課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。